

ひたちなか・東海広域事務組合
管理者 大谷 明

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

1 入札対象工事

- (1) 工事件名 消防指令システム・消防救急デジタル無線システム更新工事
- (2) 工事場所 ひたちなか市笹野町2丁目地内外4箇所
- (3) 工事概要 指令系設備
指令装置、表示盤、指揮台、自動出動指定装置、地図等検索装置、
指令電送装置、音声合成装置、気象観測装置、システム監視装置、
車両位置管理装置、支援情報管理装置、電話交換機設備、監視カメラ、
電源設備、統合型位置情報通知装置、ネットワーク装置、セキュリティ
対策装置、NET119受信装置、FAX119受信装置 各1式
無線系設備
基地局設備、移動局設備 各1式
- (4) 工期 令和7年3月14日まで
- (5) 予定価格 850,050,000円（税抜き）

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格

一般競争入札の参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成6年告示第5号）第16条に規定する令和5年度建設工事等入札参加資格有資格者名簿（以下「市名簿」という。）又は東海村建設工事等入札参加資格選定規程（平成3年東海村規程第1号）第13条に規定する令和5・6年度建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「村名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 政令第167条の4の規定により、ひたちなか市及び東海村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成6年告示第6号）及び東海村建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年訓令第9号）に基づく指名停止措置を、この公告の日から入札の日までの間のいずれの日にも受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けている者であり、その審査基準日は契約締結日から1年7箇月以内であること。
- (5) 市名簿における電気通信工事の総合点数又は村名簿における電気通信工事の総合評点が1300点以上の者で、かつ、次の条件をすべて満たす者であること。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有し、同法第

19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できる者であること。ただし、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 平成24年度以降に、総務省消防庁の「消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）」で定める高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅱ型）に対応した指令システム及び消防救急デジタル無線システムの新設又は更新工事を元請として施工した実績を有する者であること。

（6）上記技術者については、引き続き3箇月以上の雇用関係を有する者であること。

4 入札参加申請等

入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次により一般競争入札参加資格審査申請書を提出すること。申請書等は持参又は郵送（一般書留，簡易書留，配達証明に限る。）とし，電送は受けない。

（1）受付期限 令和5年4月27日 正午まで

（2）受付場所 ひたちなか・東海広域事務組合事務局総務課

（3）その他

① 申請に関する説明会は開催しない。

② 申請書等の作成費用は，参加希望者の負担とする。

③ 提出された申請書等は，返却しない。

5 設計図書の閲覧又は貸与

（1）設計図書は，ひたちなか・東海広域事務組合ホームページに掲載する。

（2）書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。

①期 間 令和5年4月10日から令和5年5月2日まで
土曜日，日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

②場 所 ひたちなか・東海広域事務組合事務局総務課

③貸 与 貸与は原則として1回を限度とし，1回につき1日を限度とする。

（3）設計図書等に対する質問がある場合には，簡易な内容確認を除き，令和5年4月27日正午までに，質疑応答書に記載のうえ，ひたちなか・東海広域事務組合事務局総務課にファクシミリにより提出するものとする。

（4）（3）の質問に対する回答は，令和5年4月28日までにひたちなか・東海広域事務組合ホームページに掲載する。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 入札書の提出

（1）入札書は，郵送（一般書留，簡易書留，配達証明に限る。）により提出すること。入札書を提出する場合は，令和5年5月2日午後5時必着とし，期限までに到着しない場合は無効とする。

（2）入札に際しては，地方自治法（昭和22年法律第67号），政令，ひたちなか・東海広域事務組合財務規則（平成6年規則第13号）及びひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）その他関係法令を遵守すること。

（3）入札者は，消費税にかかる課税事業者，免税事業者を問わず，見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）提出した入札書の引き換え，変更又は取り消しは認めない。

（5）最低制限価格は設定しない。

8 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額に対応した工事費等内訳書を提出すること。作成方法等は、ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準による。
- (2) 郵送（一般書留，簡易書留，配達証明に限る。入札書と同梱可。）により提出すること。令和5年5月2日午後5時必着とし，期限までに到着しない場合は無効とする。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和5年5月8日 午前10時
- (2) 場 所 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部2階 事務局総務課
- (3) 入札を執行することが適当でないとき認めるときは，入札の執行を中止し，又は延期することがある。

10 落札候補者等の決定方法

- (1) 開札後，予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者が2人以上あるときは，くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。
- (3) 落札候補者の入札価格がひたちなか市低入札価格取扱要綱（平成28年告示第30号。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第1条に規定する調査基準価格を下回ったときは，低入札価格取扱要綱第6条に規定する調査を実施する。
- (4) 本工事については，調査実施前に低入札価格取扱要綱第4条第1項に規定する数値的判断基準による判定を行わない。
- (5) 低入札価格取扱要綱第6条に掲げる書類の提出期限は，令和5年5月9日午後5時とする。

11 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は，入札終了後，下記の入札参加資格審査書類をファクシミリにより提出すること。
審査書類の作成費用は落札候補者等の負担とし，提出された審査書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① 技術者の引き続き3箇月以上の雇用関係を確認できる書類（ア～エのいずれかの写し）
 - ア 技術職員名簿（県土木部監理課の受付印のあるもの）
 - イ 監理技術者資格者証
 - ウ 健康保険被保険者証
 - エ その他引き続き3箇月以上の雇用関係にあることを証明できる書類
- ② 施工等実績調書（入札参加資格（5）の確認ができるもの）
- ③ 主任（監理）・管理技術者配置予定調書

(2) 提出期限

- ①日 時 令和5年5月8日 午後5時まで
ただし，次順位者であった者の提出期限は別に指定する。
- ②提出先 ひたちなか・東海広域事務組合事務局総務課

12 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査書類により，落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果，落札候補者に入札参加資格があると認めたときは，落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果，落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは，次順位者を落札候補者とし，この者につきあらためて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

13 入札保証金

免除する。

14 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

1.5 支払条件

- (1) 前払金及び中間前払金については、ひたちなか・東海広域事務組合財務規則、ひたちなか市財務規則及びひたちなか市公共工事前払金取扱要綱（平成26年告示第108号）に基づき請求できる。
- (2) 部分払については、ひたちなか・東海広域事務組合財務規則及びひたちなか市財務規則に基づき請求できる。

1.6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ひたちなか市工事費等内訳書取扱基準第6に該当した場合
- (2) 金額その他必要事項を確認し難い場合、又は記名押印のない場合
- (3) 1件の入札について、入札書を2通以上提出した場合
- (4) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (5) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

1.7 その他

- (1) 本入札に係る契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決案件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。
- (2) 配置予定技術者については、本契約の時点で配置できる技術者も可能とする。
- (3) 配置技術者については、本契約に基づく「現場代理人等選任通知書」を提出する時点で、事後審査を受けた配置予定技術者と同等の資格・要件を有する者に変更することができる。ただし、発注者と協議し、承諾を得た場合に限る。
- (4) 入札した者は、入札後この公告及び設計図書等について不明等を理由として、異議の申し立てをすることはできない。
- (5) その他詳細不明の点についての照会先

ひたちなか・東海広域事務組合事務局総務課

電話番号 029-271-0739

ファックス番号 029-273-0828